

国会公契第 25 号
国 北 予 第 34 号
令和 4 年 12 月 5 日

各 地 方 整 備 局 長 殿
北 海 道 開 発 局 長 殿
国 土 地 理 院 長 殿
国土技術政策総合研究所長 殿

国土交通事務次官
(公 印 省 略)

「工事請負契約書の制定について」の一部改正について

今般、公共工事標準請負契約約款（昭和 25 年 2 月 21 日中央建設業審議会決定）について、近年の災害の激甚化・頻発化や、不適切な盛土等による土砂災害リスクの増加を背景に、危険な盛土等の発生を防止するため建設発生土の搬出先の明確化が求められていること等を踏まえ、令和 4 年 5 月 18 日及び 9 月 2 日に所要の改正が決定され、その実施について、それぞれ国土交通省中建審第 4 号、国土交通省中建審第 15 号により国土交通大臣あて勧告されたところである。

これを踏まえ、災害応急対策又は災害復旧に関する直轄工事において工事目的物の引渡し前に、不可抗力により工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、発注者が損害合計額を負担すること、また、再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用計画を提出し、その内容を説明しなければならない、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならないことを明記するよう「工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号）の一部を改正することとしたので通知する。

記

（工事請負契約書の制定についての一部改正）

「工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号）の一部を次のように改正する。

別冊工事請負契約書中次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
工事請負契約書 1～7 (略) 8 建設発生土の搬出先等 [注] この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、仕様書又は現場説明書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。 仕様書に定めた場合には「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、現場説明書に定めた場合には「建設発生土の搬出先については現場説明書に定めるとおり」と記入する。<u>なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。</u> 9～10 (略) (略) (不可抗力による損害) 第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは<u>建設機械器具</u>（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。 2・3 (略)	工事請負契約書 1～7 (略) 8 建設発生土の搬出先等 [注] この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、仕様書又は現場説明書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。 仕様書に定めた場合には「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、現場説明書に定めた場合には「建設発生土の搬出先については現場説明書に定めるとおり」と記入する。<u>。</u> 9～10 (略) (略) (不可抗力による損害) 第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは<u>建設機械器具</u>に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。 2・3 (略)

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（<u>工事目的物等</u>であって第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 38 条第 3 項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る<u>損害の額</u>に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「<u>損害合計額</u>」という。）のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。<u>ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。</u>	4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（<u>工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具</u>であって第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 38 条第 3 項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る<u>額</u>に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（<u>第 6 項</u>において「<u>損害合計額</u>」という。）のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。
5 （略）	5 （略）
6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第 2 次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「請負代金額の 100 分の 1 を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、<u>「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。</u>	6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第 2 次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「請負代金額の 100 分の 1 を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

附 則

- この通知は、令和 5 年 1 月 1 日から施行し、同日以降に契約を締結する工事から適用する。ただし、第 30 条の改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に契約を締結する工事から適用する。
- 前項の規定にかかわらず、令和 5 年 3 月 31 日までに請負契約を締結している工事のうち、令和 5 年 4 月 1 日以降に工期の終期が到来するものであって、災害応急対策又は災害復旧に関する工事については、令和 5 年 4 月 1 日以降、第 30 条の改正規定を適用し、同日までに契約変更を行うものとする。